

川口市農業振興事業計画認定制度の手引き

平成31年4月1日



川口市経済部農政課

制度導入の経緯

東京に隣接する本市の農業は、交通網の発達等に伴う都市化及び宅地化の影響による農地の減少並びに農業従事者の高齢化及び後継者不足等により、極めて厳しい環境に置かれており、大きな転換期を迎えています。

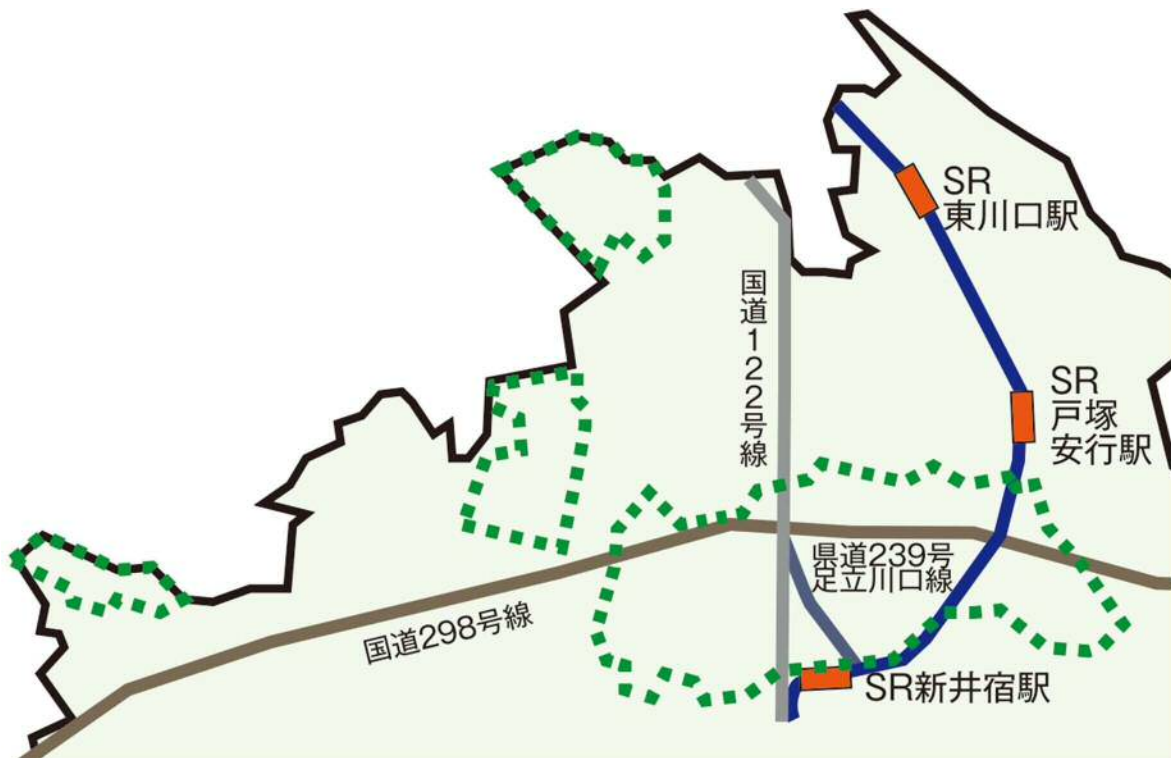
こうした中、本市の農業の中心となり得る市街化調整区域では厳格な建築制限があり、近年では駐車場及び資機材置場等の建築物の設置を伴わない限定的な土地利用が進行し、農地の減少に影響を及ぼしています。

そのため、農業振興事業計画認定制度を導入し、市街化調整区域としての機能を維持しつつ、農地以外の土地利用を希望するかたに限定的な用途以外の選択肢を提供することにより、農業と地域の活性化を図ります。

事業対象区域

本市市街化調整区域（ただし、荒川及び綾瀬川河川敷地区は除く）

※下図の点線で囲まれた区域



対象者

・対象区域内に農地等を持つかた

・対象区域内の農地等の使用について所有者の同意を得て事業を行うかた

※事業計画予定地に隣接する土地の所有者及び事業計画予定地を使用し、又は収益する権利を有している方についても、同意を得る必要があります。

※自己の所有する土地又は建物以外を使用する場合、おおむね10年程度以上の長期の賃貸借又は使用貸借の契約を結ぶことも条件となります。なお、契約を結ぶことがわかる書類を事前に提出し、契約書等の写しは、認定の通知を受ける前に提出することとします。

※川口市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等は対象者となることができません。

対象事業

・農家レストラン運営事業（カフェ等も含む）

・農産物直売所運営事業（農産物の販売施設）

・6次産業化に関わる施設運営事業（農産物加工施設）

※川口市内の農業者が生産する農産物又は川口市内において生産される農産物を原材料又は販売する商品として2品目以上使用することが条件となります。ただし、自己の生産する農産物以外を使用する場合については、供給（仕入れ）契約を結ぶことがわかる書類を事前に提出し、契約書等の写しは、認定の通知を受ける前に提出することとします。

※区域によっては設置できない施設があります。

施設の定義

各事業における施設の定義は、農林水産省6次産業化総合調査の用語の解説及び農地法の運用についてを参考として、以下のとおりとします。

・農家レストランとは、農業経営体又は農協等が食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定多数の者に自ら又は構成員が生産した農産物や地域の食材を用いた料理を提供し、代金を得るものをいいます。

・農産物直売所とは、地域で生産される農産物又は農業経営体若しくは農協等が自ら生産した農産物（構成員が生産した農産物や農産物加工品を含む。）を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をするために開設した施設をいいます。

・農産物加工施設とは、農業経営体又は農協等が販売を目的として、自ら又は構成員が生産した農産物を用いて加工（非食品の製造も含む。）する施設をいいます。

手続きの流れ

1 事前相談

農政課窓口で、事業計画の場所や内容について相談票に記入し、提出してください。その後、相談票の内容をもとに現地確認等事前調査を行います。

※開発許可の要否に関わらず、開発審査課に事前相談してください。開発許可が必要な場合は、開発審査課で手続きを行ってください。

※農地転用許可が必要な場合は、農業委員会で手続きを行ってください。

※関係する全ての手続きが並行していないと、認定ができませんので留意してください。

2 事前協議

事前協議事項確認票に必要事項を記入し、農政課の示す期間内に提出書類を添付して農政課に提出してください。事業計画の具体的内容についてヒアリング等を行います。

3 申請書の提出

「農業振興事業計画認定申請書」を作成し、事前協議で提出した書類とともに農政課に提出してください。

4 認定書の交付

提出された申請書等が適正であると認められるときは、認定書を交付します。

※契約書等の写しの添付を必要とする場合は、認定の通知を受ける前に提出することとし、提出のない場合は認定書を交付することができません。

5 実績報告書の提出

認定された事業については、毎年1月1日から12月31日までの実績について、翌年3月31日までに報告が必要となります。

※認定を受けた後、以下のいずれかに該当するときは、都市計画法に基づき必要な措置を採るほか、当該認定を取り消します。

- ・認定の基準に適合しなくなったとき。
- ・実績報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- ・偽り又は不正の手段により認定を受けたとき。

Q & A

Q：認定の対象となる農業振興事業とは具体的にどのようなものですか。

A：川口市内の農業者が生産する又は川口市内において生産された農産物を2品目以上使用して運営する①その場所で飲食させるレストラン・カフェ等の飲食店、②庭先販売から建築を伴うような規模の農産物直売所、③農産物を加工してジャムや漬物等を生産する加工施設などが該当します。

Q：認定を受けると建物を建てることができますか。

A：農業振興事業計画の認定を受けただけでは、建物を建てることはできません。開発許可が必要となる事業の場合は、あわせて開発許可を受ける必要があります。また、農地における事業の場合には、農地転用許可を受ける必要もあります。

Q：認定を受けると何か支援を受けられますか。

A：市内に住所を有する農業者が認定を受けた事業については、当該年度の予算の範囲内で補助金を受けることが可能となります。また、融資に対する利子補給制度もありますので、詳しくは農政課にお問い合わせください。

Q：個人以外の企業等であっても申請できますか。

A：要件を満たしていれば、個人以外でも申請することができます。また、共同で事業を行う場合は、連名で申請することもできます。

Q：自宅を改修した小規模な販売や飲食物を提供する事業も対象となりますか。

A：要件を満たしていれば対象となります。

Q：認定を受けた事業を変更したい場合、何か手続きは必要ですか。

A：変更内容を記載した変更認定申請書を提出してください。変更内容が適正であると認められるときは、変更認定書を交付します。ただし、認定の基準に適合しなくなった場合は認定を取り消すこともありますので留意してください。

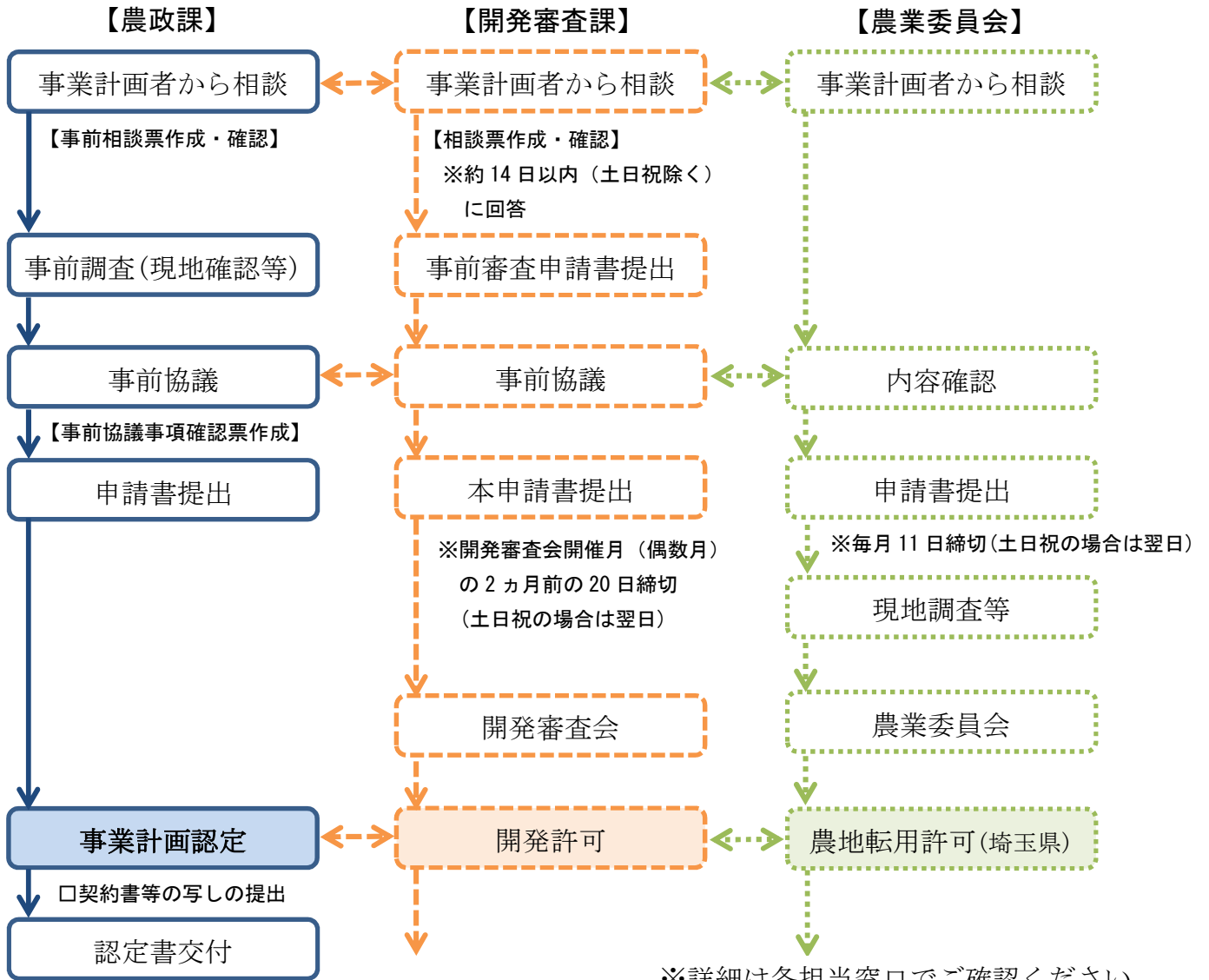
Q：認定を受けた事業を中止又は廃止したい場合、何か手続きは必要ですか。

A：事業計画中止・廃止届を提出してください。

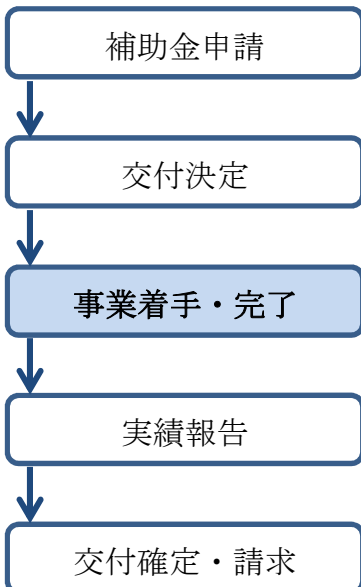
※この他の不明な点等は、農政課にお問い合わせください。

(参考)

農業振興事業計画認定申請に係る手続きフロー



【補助金を申請する場合】 ※対象は、市内に住所を有する農業者



(参考)

農業振興事業計画に係る補助金対象経費一覧表

◎対象となる経費

※この表を参考として、事業内容により審査します。

	対象経費	内容
1	建築工事	施設の新設、改修、増築、看板の設置 ※移動式の看板は対象外
2	内装工事	床・内壁・天井クロス、畳、扉・ふすま・サッシ等の新設及び交換、室内のバリアフリー化、部屋の間仕切りの変更、カーテン・ブラインドの設置
3	外装工事	外壁の張替え・塗装・補修、屋根の葺き替え・塗装・防水
4	給排水設備工事	厨房、台所、トイレなど水回り、雨どいの新設及び改修
5	電気、ガス工事	電気設備、給湯設備
6	その他 (店舗建物に固定され建物と一体となって機能する設備工事)	造り付けの家具(椅子・テーブル棚等)の造作、建物への家具の固定

●対象とならない経費

	対象外経費	内容
1	機械設備及び備品の購入	製造機器、電化製品、家具等 ただし、 ①工事を伴って家具や照明器具を建物に固定する場合 ②天井埋め込み式のエアコンを設置する場合 の家具や照明器具、エアコンの購入費用 ③農産物加工施設における加工機械設備の購入設置費用 については補助対象とします。
2	外構工事	門扉、ブロック塀、駐車場、物置、倉庫等
3	造園工事、植木の剪定	
4	防犯カメラの設置	
5	太陽光発電システムの設置	
6	事務所・工場などの改修・改築	
7	屋外設備の設置	雨水タンク、浄化槽等
8	国、県及び市町村における他の補助金を利用する工事	



問い合わせ先 川口市経済部農政課農業振興係

〒332-8601 川口市青木2-1-1

TEL 048-259-7644

FAX 048-259-2622

URL <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/050/oshirase/index.html>